

## 道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドラインQ&A

### 目次

#### ○第1関係

問1 占用物件の維持管理は道路占有者が行うものではないか。なぜ、道路管理者向けのガイドラインが必要なのか。

#### ○第2関係

問2 現に占用許可を受けている道路占有者への周知は、周知文書の手交や郵送以外の方法で実施してもよいか。

問3 一の道路占有者が、複数の占用許可を受けている場合には、当該許可の単位ごとに周知をする必要があるか。

#### ○第3関係

問4 許可審査時には、申請者が遵守すべき個別法令等において定められた維持管理の基準の有無について、申請者に対して必ず確認をする必要があるのか。また、確認の方法について、何か決まりはあるのか。

問5 占用物件の占用期間満了に伴う更新時には、必要に応じて直近の管理状況を確認することとされているが、直近の管理状況を確認する場合について例を示されたい。

問6 ガイドラインの第4の1に定める確認が必要な占用物件以外の占用物件について、許可更新時における安全性の確認方法について定めはあるのか。

#### ○第4関係

問7 道路占有者に対して占用物件の維持管理の重要性について啓発活動を行うこととされているが、啓発活動に該当するものを例示されたい。

問8 「潜在的リスク物件」として想定している占用物件について、具体的に示されたい。

問9 関係行政機関として想定しているものを示されたい。

#### ○第5関係

問10 占用物件が道路構造等に支障を及ぼすおそれがある場合には、維持管理状況について、原則として、報告徴収により報告を求めることとされているが、報告徴収の実施が不要と考えられる場合として想定されているものを示されたい。

問11 占用物件が道路構造等に支障を及ぼすおそれが明らかな場合であっても、行政指導を経ないと是正措置命令ができないのか。

問12 道路占有者が是正措置命令にも従わない場合には、どのような措置を講じ得るのか。

問13 工事前板囲、足場等について、「事前対策物件」として、道路占有者に所要の対策を講じさせる理由は何か。

問14 事前対策物件について占用許可を受けた道路占有者に対して、道路管理者から注

意喚起までする必要があるのか。

問15 事前対策物件について占有許可を受けた道路占有者に対する注意喚起は、どのように行う必要があるのか。

#### ○第6関係

問16 占有物件に起因して道路構造等に支障が生じた場合であっても、災害発生時など道路管理者において道路占有者による再発防止策の検討が不要と判断される場合には、詳細な経緯の報告が不要とされているが、具体的に想定されている災害の規模を示されたい。

問17 第6の3の規定に基づき本省への報告を要する場合の要件について、「道路の構造や交通に重大な支障を及ぼしたもの」、「社会的反響が大きいと認められるもの」とされているが、具体的に想定されている例を示されたい。

#### ○その他

問18 国が行う道路の占有について、道路法第39条の8の規定は適用されるのか。

問19 道路法第48条の23において規定される道路協力団体について、道路法第39条の8及び第39条の9の規定は適用されるのか。

問1 占有物件の維持管理は道路占有者が行うものではないか。なぜ、道路管理者向けのガイドラインが必要なのか。

- 道路占有者に占有物件の維持管理義務があることをもって、道路管理者としての管理責任を免れるものではなく、占有物件の破損により被害が発生した場合には、道路管理者としても管理瑕疵を問われる可能性があることに留意する必要がある（下関国道9号漏水凍結事件（昭和47年2月10日山口地裁下関支部判決））。
- 道路管理者としても道路占有者において占有物件の維持管理が適切に行われるよう適切に指導・監督を実施していくことが求められることから、今般、ガイドラインを発出することとしたもの。

問2 現に占有許可を受けている道路占有者への周知は、周知文書の手交や郵送以外の方法で実施してもよいか。

- 現に占有許可を受けている道路占有者への周知は、必ずしも周知文書の手交や郵送によらなくてもよい。例えば、ライフライン物件の占有者に対しては地方連絡協議会の場での周知、一般物件の占有者に対しては窓口相談等の機会を通じて周知することも考えられる。

問3 一の道路占有者が、複数の占有許可を受けている場合には、当該許可の単位ごとに周知をする必要があるか。

- 一の道路占有者が、複数の占有許可を受けている場合には、当該許可の単位ごとに周知をする必要はない。

問4 許可審査時には、申請者が遵守すべき個別法令等において定められた維持管理の基準の有無について、申請者に対して必ず確認をする必要があるのか。また、確認の方法について、何か決まりはあるのか。

- 個別法令等において定められた維持管理の基準の有無については、ライフライン物件など、既に個別法令の存在を道路管理者において把握している場合には、申請者に対して逐一確認を求める必要はない。
- 確認の方法については、道路管理者として特段の必要がなければ、申請者に対して書面の提出まで求めることは要さず、個別法令等の有無を口頭で確認すればよい。

問5 占有物件の占有期間満了に伴う更新時には、必要に応じて直近の管理状況を確認することとされているが、直近の管理状況を確認する場合について例を示されたい。

- 例えば、占有物件の維持管理状況に係る指導・監督を過去に実施したことがある占有物件について、占有期間満了に伴う更新時に直近の管理状況を確認すること等が考えられる。

問6 ガイドラインの第4の1に定める確認が必要な占有物件以外の占有物件について、許可更新時における安全性の確認方法について定めはあるのか。

- 特段の定めはないが、ガイドライン別紙1を参考に直近の点検結果等の確認を実施すること、現地において占有物件の維持管理状況を確認すること等が考えられる。

問7 道路占有者に対して占有物件の維持管理の重要性について啓発活動を行うこととされているが、啓発活動に該当するものを例示されたい。

- 地方連絡協議会等の場における管内の占有企業者等への占有物件に起因する事故事例や再発防止策の紹介、ホームページへの周知文書の掲載等が該当する。

問8 「潜在的リスク物件」として想定している占有物件について、具体的に示されたい。

- 潜在的リスク物件については、例えば、自家用看板について、目視により看板表面部にわずかに錆が確認できるものの、内部まで錆の進行が予想されるかについては、内部点検を実施しないと判断がつかないもの等が考えられる。

問9 関係行政機関として想定しているものを示されたい。

- 他の道路管理者、地方公共団体の屋外広告物担当部局、警察等を想定している。

問10 占有物件が道路構造等に支障を及ぼすおそれがある場合には、維持管理状況について、原則として、報告徴収により報告を求めることとされているが、報告徴収の実施が不要と考えられる場合として想定されているものを示されたい。

- 報告徴収により報告を求めることが必要ない場合としては、例えば、当該占有物件について道路占有者が撤去した場合、災害が発生した場合であって、当該占有物件以外の工作物、物件又は施設についても多数の被害が発生しているとき等が考えられる。

問11 占有物件が道路構造等に支障を及ぼすおそれが明らかな場合であっても、行政指導を経ないと是正措置命令ができないのか。

- 道路占有者が行政指導に従う意思を見せている場合には、特段の理由がない限り、是正措置命令を実施する必要はないものとする。

問12 道路占有者が是正措置命令にも従わない場合には、どのような措置を講じ得るのか。

- 道路占有者が措置命令に応じない場合には、道路法第71条第1項第1号に基づき監督処分による許可取消しをおこなうこと又は道路法第103条第2号に違反するとして、警察等に告発することが考えられる。

問13 工事用板囲、足場等について、「事前対策物件」として、道路占有者に所要の対策を講じさせる理由は何か。

- 台風等の強風発生時において、工事用板囲、足場等の倒壊、落下等が相次いで発生しているところ。
- こうした事故を未然に防ぐため、気象予報等の情報から、強風等の気象現象によって生じる災害が予測される場合には、道路占有者に工事用板囲、足場等に対する補強などの事前対策を講じさせることとするもの。

問14 事前対策物件について占用許可を受けた道路占用者に対して、道路管理者から注意喚起までする必要はあるのか。

- 工事中用板囲、足場等の倒壊、落下等によって被害が生じた場合には、当然道路占用者とその責任を問われることになるが、道路占用者に責任があることをもって道路管理者が道路の管理責任を免れるものではない。
- 道路管理者として、道路占用者において占有物件の維持管理が適切に行われるよう適切に指導・監督を実施していくという観点から、道路管理者において、工事中用板囲、足場等の倒壊、落下等が想定され得る具体的な状況を認識した場合には、これを未然に防ぐための注意喚起に努めるべきである。
- ただし、この注意喚起は、突風、竜巻など局所的・突発的な気象災害の発生時のように、道路管理者として具体的な危険性を認識できない時についてまで求められるものではない点に留意すべきである。

問15 事前対策物件について占有許可を受けた道路占有者に対する注意喚起は、どのように行う必要があるのか。

- 台風の接近が予想される場合など、気象災害発生との間に一定程度の時間的猶予がある段階で、注意喚起を行うために事前に把握していた連絡先へ電子メールによって注意喚起をすることを基本とするが、現場の実情を踏まえた上で、巡回又は電話による注意喚起などを実施することも差し支えない。

問16 占有物件に起因して道路構造等に支障が生じた場合であっても、災害発生時など道路管理者において道路占有者による再発防止策の検討が不要と判断される場合には、詳細な経緯の報告が不要とされているが、具体的に想定されている災害の規模を示されたい。

- 例えば、台風による強風被害や大規模な地震が管内で発生した場合であって、当該占有物件以外の工作物、物件又は施設についても多数の被害が発生しているとき等が考えられる。

問17 第6の3の規定に基づき本省への報告を要する場合の要件について、「道路の構造や交通に重大な支障を及ぼしたもの」、「社会的反響が大きいと認められるもの」とされているが、具体的に想定されている例を示されたい。

- 道路の構造や交通に重大な支障を及ぼしたものは、当該支障によって長時間の通行止めが生じた場合等を想定している。
- 社会的反響が大きいと認められるものは、テレビや新聞等に報道がされたもの、死傷者がいる場合等を想定している。

問18 国が行う道路の占有について、道路法第39条の8の規定は適用されるのか。

- 道路法第35条にいう国が行う道路の占有について、同法第39条の8において維持管理の責務を負う者について、道路占有者（同法第32条第1項の規定による許可を受けた者（法第32条第3項参照））と定義されていることから、同法第35条の協議の内容として、同法第39条の8と同趣旨のことを定めておく必要がある。  
なお、法第39条の9に規定する是正措置命令の名宛人が道路占有者とされていることから、国を名宛人として同条の規定に基づき是正措置命令を行うことはできないと解する。

問19 道路法第48条の23において規定される道路協力団体について、道路法第39条の8及び第39条の9の規定は適用されるのか。

- 道路協力団体については、道路法第48条の27において、「道路協力団体が第48条の24各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第24条本文並びに第32条第1項及び第3項の規定の適用については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。」と規定されていることから、同法第39条の8及び第39条の9の規定が適用されることとなる。